

日本広告学会役員選挙規程

(1995年5月27日 制定)

(2022年1月29日 改正)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本規程は、日本広告学会会則第10条、第13条、第14条に基づき、理事、会長・副会長および部会運営委員会委員長の選出に関する手続き等を定める。

第2章 理事の選出

(定数)

第2条 会則第9条に基づき、選出する理事の定数は49名以内とする。

2. 本部事務局担当理事1名は上記の定数に含む。

(選出区分と配分)

第3条 学会構成員の特色を考慮し、選出区分を次のように分け、選出理事数の配分を行う。

部会	学界会員	産業界会員
関東部会	第1区	第5区
中部部会	第2区	第6区
関西部会	第3区	第7区
九州部会	第4区	第8区

(配分基準)

第4条 前出の第3条の各選出区分における理事定数は、改選年の5月1日現在の正会員数を基準に案分比例し、配分する。ただし、学会としての性格、学会活動の充実を考慮して、各区分に1名以上の理事を置くように配分する。

(選出の方法)

第5条 正会員の選挙によって選出する。

2. 本部事務局担当理事は改選時の会長の委嘱による。

(選挙権)

第6条 選挙権は、改選年の2月1日現在会員名簿に登録された正会員とする。

(被選挙権)

第7条 被選挙権は、次の通りとする。

- 改選年の3月31日現在、正会員歴3年以上の正会員
- 同日現在、満年齢70歳未満の正会員

(正会員所属区分の確認)

第8条 正会員は、改選年の1月31日までに、自己申告により第3条の区分のいずれか一つを選択するものとする。

(理事候補者の選出時期)

第9条 新理事候補者の選出は、改選年の2月1日より会員総会開催日2カ月前までの間に終える。

(理事の任期)

第10条 理事の改選は3年毎に行う。理事の任期は、改選年の10月1日より3年後の9

月 30 日までとする。

(理事の再任・重任)

第 11 条 理事の再任・重任は、これを妨げない。

第 3 章 会長・副会長等の選出、補充

(会長および副会長の選出)

第 12 条 会則第 13 条第 1 項に基づき、会長・副会長は理事の互選とする。会長は理事全員の互選、副会長は、関東部会の学界理事、中部・関西・九州部会の学界理事、そして産業界理事の中からそれぞれ 1 名ずつ互選する。

2. 会長は、再任までとする。
3. 再任された会長が、任期終了して 1 期以上経過した後は、前項の規程にかかわらず、あらためて会長に選出されることを妨げない。
4. 会長の事故により会長代理になったものは、前会長の残りの任期を務めた後、さらに 2 期続けて再任されることを妨げない。

(部会運営委員長の選出)

第 13 条 会則第 14 条第 3 項に基づき、部会運営委員会委員長は各部会理事の互選とする。

(会長・副会長・委員長の職務終了時)

第 14 条 改選時の会長・副会長・委員長は、後任が決定するまでその職を行うものとする。

(副会長・常任理事の補充)

第 15 条 副会長・常任理事に欠員が生じた場合は、当該部会の学界理事、または産業界理事の互選により、副会長を補充する。

2. 常任理事に欠員を生じた場合は、補充を行う。ただし、部会委員長に事故があった場合は、当該部会に所属する理事の互選による。

第 4 章 選挙管理委員会

(委員会の設置と委員の選任)

第 16 条 選挙が公正かつ適正に行われるために、会長は選挙管理委員会を設置する。あわせて委員 5 名を推薦し、常任理事会の議を経て選任する。

(委員長および副委員長の選出)

第 17 条 選挙管理委員会委員の互選により委員長 1 名を選出する。委員長は副委員長を 1 名指名する。

(委員長の役割)

第 18 条 選挙管理委員会委員長は選挙管理委員会を統括し、選挙が公正に行われるように選挙の企画・運営を行い、選挙結果を会長に報告し、承認を求めるとともに、結果を本人に報告する。

2. 開票に当たり、開票立合人を複数名委嘱する。

附則

本規程は、1995 年 5 月 27 日から実施する。

本規程は、1998 年 1 月 31 日から実施する。

本規程は、2003 年 3 月 14 日から実施する。

本規程は、2006 年 11 月 11 日から実施する。

本規定は、2016 年 10 月 15 日より実施する（日程に関する変更と任期の明文化）。

本規定は、2022 年 1 月 29 日より実施する（委員、副委員長の定数の修正）。